

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
平成 29 年 6 月 26 日	
愛 知 県 知 事 殿	
提出者	
住 所 愛知県高浜市豊田町二丁目 1 番地 1	
氏 名 株式会社豊田自動織機 高浜工場	
専務役員 福永 恵一	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 0566-53-7029	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名 称	株式会社 豊田自動織機 高浜工場
事業場の所在 地	愛知県高浜市豊田町二丁目 1 番地 1
計画期 間	平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種 類	3 1：製造業 輸送機械器具製造業
②事業の規 模	製品出荷額：24,765,500 万円
③従業員 数	2,179 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 1 参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 環境マネジメントの推進体制は、別紙 2 参照のこと （生産環境分科会にて、廃棄物の排出抑制、原料化を推進） 廃棄物の適正処理の管理体制は、別紙 3 参照参照のこと			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
1 現状	【前年度（28 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙 4 のとおり	
	排出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・ミタゲン菌とマイクロバブル併用により水溶性塗装廃液の削減 ： 4.6t ・排水処理場清掃汚泥の削減： 3.4t ・廃油の有価物化の強化： 2.5t		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙 4 のとおり	
	排出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・梱包方法変更による緩衝材（廃ﾌﾟﾗ ）の削減： 3t		
産業廃棄物の分別に関する事項			

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別している産業廃棄物の種類 → 別紙5参照 ・分別に関する取り組み → 受入時や環境道場を利用して 廃棄物の分別に関する教育を実施
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし(従来の活動を継続)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	対象なし	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	対象なし	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 現状	【前年度（ 28 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥 （脱水汚泥）	汚泥 （塗料カス汚泥）
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	664 t	165 t
	（これまでに実施した取組） ・脱水機の適正な運転（脱水汚泥） ・水切り・乾燥（塗料カス汚泥）		

	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	汚泥 （脱水汚泥）	汚泥 （塗料カス汚泥）
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	664 t	165 t
		（今後実施する予定の取組） ・従来の活動 （脱水機の適正な運転、水切り・乾燥） を継続		

（第4面）

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	対象なし	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	対象なし	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
1 現状	【前年度（ 28 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙6のとおり	
	全処理委託量	t	t

			優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
			再生利用業者への 処理委託量	t	t
			認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
			認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
		(これまでに実施した取組) ・適正なりサイクル業者を選定して委託する			

(第5面)

	②計画	【目標】			
		産業廃棄物の種類	別紙6のとおり		
		全処理委託量	t	t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t

		(今後実施する予定の取組) ・ 優良認定処理業者への委託量が、全委託量の 99 %となったので、 現状を維持する
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④ 欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 11 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1

2017/6/26作成

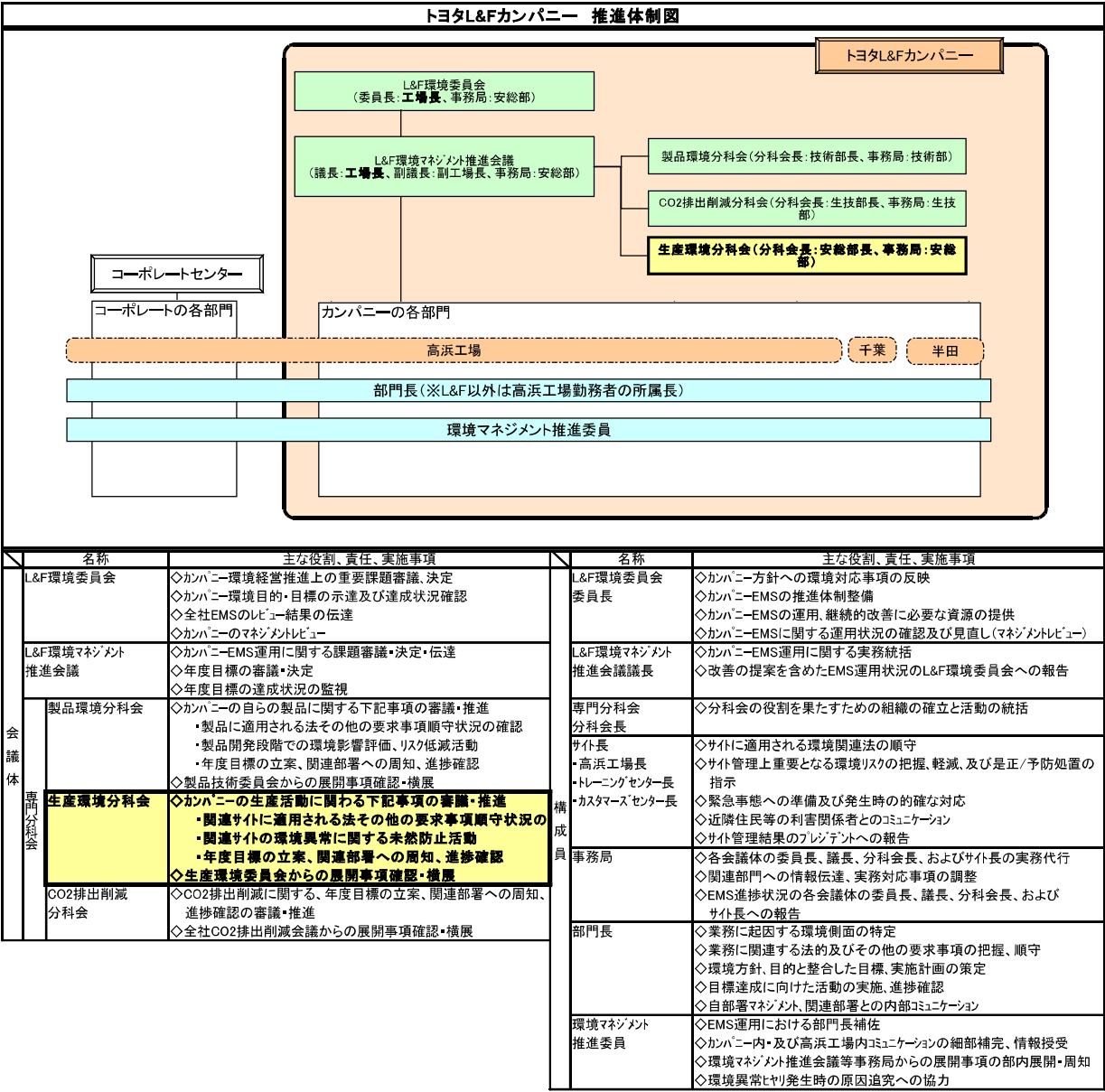
(株)豊田自動織機 高浜工場

④産業廃棄物の処理の一連の工程

【発生する廃棄物と再利用方法】

分 類	廃棄物名称	処理先	処理方法	再利用方法	備考
汚泥	汚泥	中間処理業者	焼却	セメント原料	
	脱水汚泥	自社	脱水	路盤材	自社処理後、業者へ委託
		中間処理業者	焼却		
	脱水汚泥	自社	脱水	路盤材	自社処理後、業者へ委託
		中間処理業者	混練		
	研磨汚泥	中間処理業者	圧縮固化	製鋼原料	
	塗料カス汚泥	自社	脱水	セメント原料	自社処理後、業者へ委託
		中間処理業者	エマルジョン燃料化		
	清掃汚泥	中間処理業者	脱水	セメント原料	
廃油	水性塗装ブース廃液	中間処理業者	エマルジョン燃料化	セメント原料	
	油泥	中間処理業者	焼却	路盤材	
	濃縮廃液(豊田ケミカル)	中間処理業者	焼却	路盤材	
	ウエス・オガコ	中間処理業者	焼却	路盤材	
	塗料カス(トラム)	中間処理業者	焼却	路盤材	
	含油排水	中間処理業者	エマルジョン燃料化	セメント原料	
廃酸	化成液	中間処理業者	中和	セメント原料	
	廃酸	中間処理業者	焼却	原料	
	バッテリー液(鉛入り)	中間処理業者	中和	セメント原料	
廃アルカリ	廃アルカリ	中間処理業者	焼却	原料	
廃プラスチック類	電着ろ液	中間処理業者	エマルジョン燃料化	燃料	
	廃プラスチック類	中間処理業者	焼却	路盤材	
	固形燃料廃プラ	中間処理業者	押出成形	燃料	
	廃プラスチック類(硬質)	中間処理業者	圧縮固化	還元材	
	金属付廃プラ(アビツ)	中間処理業者	破砕選別	燃料・原材料	
	塗料付アルミ箔	中間処理業者	焼却	路盤材	
	廃タイヤ	中間処理業者	破砕	燃料	
	塗料カス(ハレット)	中間処理業者	焼却	路盤材	
	金属付廃プラ(FRP)	中間処理業者	破砕選別	燃料	
	金具付廃プラ	中間処理業者	焼却	セメント原料	
	モニター	中間処理業者	破砕・溶解	原料	
木くず	木くず	中間処理業者	破砕	燃料、製紙原料	
金属くず	ショットカス・溶接スラッジ	中間処理業者	圧縮固化	製鋼用鉄原料	
	乾電池	中間処理業者	選別	原材料	
ガラス・陶磁器屑	ガラスくず	中間処理業者	破砕	ガラス原料	
	蛍光灯	中間処理業者	破砕	グラスウール、ガラス原料	
	砥石屑	中間処理業者	破砕	原材料	
	陶磁器	中間処理業者	破砕	原材料	
鋳さい	サブマージーク溶接被覆材	中間処理業者	溶融	路盤材	
ガレキ類	ガレキ材	中間処理業者	溶融	路盤材	
ばいじん	排気ダスト	中間処理業者	溶融	路盤材	

トヨタL&Fカンパニー 環境経営推進組織表



別紙3

2017/6/26作成

高浜工場公害防止組織表

公害防止統括者 *1		工場長			
公害防止統括者の代理者 *1		副工場長			
		事務局	安全・総務部 環境G		
区分	公害防止関連		廃掃法関連		浄化槽法関連
	*1 公害防止管理者（大気関係）	*1 公害防止管理者（水質関係）	*4 廃棄物処理責任者	特別管理産業廃棄物管理責任者	*3 浄化槽技術管理者
	正・副	正・副	正	正	正

別紙4

2017/6/26作成
(株)豊田自動織機 高浜工場

産業廃棄物の排出抑制に関する事項

【平成28年度 実績】

(t)

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器屑	鋳さい	ガレキ類	ばいじん	計
排出量	1171.5	254.3	54.4	43.5	264.0	81.4	12.3	3.0	3.1	5.1	1.3	1893.9

【平成29年度 計画】

(t)

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器屑	鋳さい	ガレキ類	ばいじん	計
排出量	1170.9	254.2	54.4	43.5	263.9	81.4	12.3	3.0	3.1	5.1	1.3	1892.9

別紙5

廃棄物

I. 分別基準

種類	No.	分別名称	分別基準
		概要	
一般廃棄物	ー	生活ゴミ	・産業廃棄物以外の廃棄物(償却できるもの)で、一般家庭から発生する可燃ゴミと同レベルのもの
	ゑ	タバコの吸いがら	・タバコの吸いがらとマッチの燃えがら
産業廃棄物(事業活動で発生する廃棄物)	3	資源紙	・紙類の有価物(古紙や雑誌等)に該当しない紙で、泥や油などの汚れがないもの
	4	資源プラ	・プラスチックのみでできている製品で、汚れがないもの(金属がついてないもの)
	5	廃プラ(硬質)	・硬くてプラスチック製品で出来ているもの ・金属の重量が全体の2割以下のもの
	6	金属付廃プラ	・金属がついている廃プラで、金属の重量が全体の2割以上のもの
	7	廃プラ・ゴム	・汚れがついているもので、資源紙、資源プラに分別できないもの ・廃プラ(硬質)、金属付き廃プラに分別できないもの(No.3～6は除く)
	8	水溶性廃油	・油と水が混ざっている廃液で、濃縮装置で濃縮するもの
	9	化成廃液	・被膜化成工程で発生した廃液
	10	電着廃液	・電着塗装工程で発生した廃液
	11	汚泥	・製造工程の床面の清掃で出る泥状のもの全般(No.12～15は除く)
	12	油泥	・油を含んでいる汚泥
	13	塗料汚泥	・塗装ブース(油性塗料)の沈殿物をカス池水切り場水切りした後に残った汚泥

14	脱水汚泥	・塗装ブース(油性塗料)の上水を塗装処理場で脱水した後に残った汚泥
15	清掃汚泥	・ブースやピットなどを清掃したときに出てくる残渣
16	廃酸	・pH2～7の廃液
17	廃アルカリ	・pH8.0～12.5の廃液
18	塗料カスD	・塗装工程で余った液状の塗料
19	塗料カスP	・ほこりなどの異物が混ざり、再利用できなくなった粉状の塗料
20	廃グリス	・半固形状の潤滑用油
21	研磨粉	・研削加工したときの削りカス
22	排気ダスト(ばいじん)	・ばいじん発生施設で発生するばいじん、集塵施設によって集められたもの
23	サブマージアーク溶接屑	・サブマージアーク溶接で使用した被膜剤のかけら
24	溶接スラッジ	・溶接・溶断時に溶け落ちたくずをふるいにかけ、大きいくずを取り除いたもの
25	木屑	・工作物の新設、除去などによって排出される木屑
26	砥石屑	・砥石
27	がれき材	・工作物の新設や除去によって生じたコンクリートなどの破片
28	グラスウール	・ガラス繊維でできた綿状のもの
29	アルミ箔	・塗装工程でマスキングに使用したアルミ箔
30	軍手、ウエス屑	・汚れた軍手、ウエス
31	廃蛍光灯、電球	・蛍光灯・LED照明
32	リチウムイオン電池	・リチウム電池
33	その他の電池	・リチウム電池以外の電池

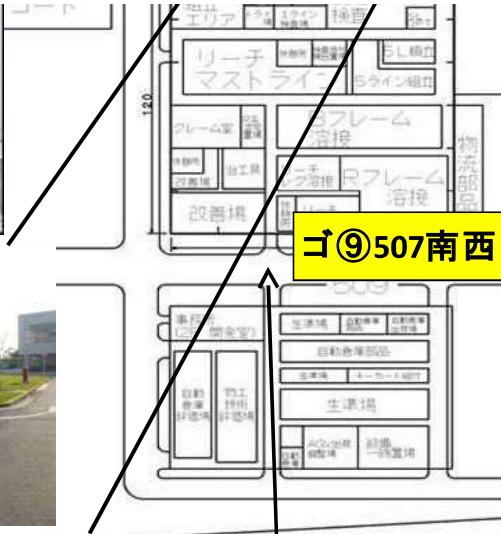
	34	廃タイヤ	・フォークリフトのタイヤ
	35	遮光面ガラス	・遮光面に使用されたガラス
	36	陶磁器	・陶磁器
	37	混合物ガラス	・遮光面ガラス以外のガラス製品
特別管理産業廃棄物	38	引火性廃油	・引火点70℃未満の廃油
	39	腐食性廃酸	・pH2.0以下の廃酸
	40	腐食性廃アルカリ	・pH12.5以上の廃アルカリ
	41	感染性産業廃棄物	・医療行為により排出され、感染の恐れがあるもの
有価物	42	古紙	・白黒印刷のOA紙
	43	雑誌	・業務で発生した取扱説明書、パンフレット類
	44	新聞紙	－
	45	シュレッダー	・シュレッダー屑
	46	ダンボール	・分厚い紙
	47	エナメル線	－
	48	ショットカス	・ショットブラスト使用時に出てくるカス
	49	基盤屑	・基盤
	50	電装品屑	・電気用品(家電リサイクル法該当品以外)
	51	被覆銅線	・ゴムなどで覆われた銅線
	52	バッテリー	－

	53	ステンレス	—
	54	一斗缶	・一斗缶
	55	スプレー缶(アルミ)	・アルミ製のスプレー缶
	56	スプレー缶(スチール)	・スチール製のスプレー缶
	57	鋼屑特級(プレス端材)	・高さ100～300mm、長さ30～200mm、 厚み3～50mmの指定品鋼屑
	58	鋼屑特級(レーザーカット端材)	・高さ100～300mm、長さ30～200mm、 厚み3～50mmの指定品鋼屑
	59	鋼屑特級(マストS)	・高さ100～300mm、長さ30～200mm、 厚み3～50mmの指定品鋼屑
	60	鋼屑2級	・高さ500mm以下、長さ1,000mm以下、 厚み1mm以上、奥行き500mm以下の鋼屑
	61	鋼屑級外(フォーク、マストレール)	・フォーク、マストレール
	62	鋼屑級外(鉄芯)	・鉄芯
	63	鋼屑級外(番線屑)	・番線屑
	64	鋼屑級外(その他)	・高さ501～800mm、長さ1,001～1,300mm、 奥行き500mm以下で箱に入るもの
	65	鋼屑級外(大物)	・上記以上の大きさに置場の箱に入らないもの のうち、10tトラックに積載可能な大きさのもの
	66	鋼ダライ	・旋盤のような機械で切削、旋削した 鋼スクラップ(切粉)
	67	銑ダライ	・銑鉄を切削、旋削したスクラップ(切粉)
	68	アルミ屑	・アルミ製の部品
	69	溶断カス(スラッジ)	・溶接・溶断時に溶け落ちたくずをふるいにかけて、 ふるいに残った大きいくず
	70	返却できないプラ箱、樹脂パレ	・取引をしていない業者名の部品箱、 業者名が消えている部品箱
	71	油	・廃油
	72	コンテナ	・モジュール(KD)
業者回収品	73	飲料の空き容器	・事務所や工場に設置されている自販機や 売店で購入した飲料の空き容器
	74	安全靴	・売店購入の安全靴 (シモン・ミドリ製品専用)
	75	吸収缶	・防毒・防塵マスクの吸収缶
	76	返却できるプラ箱、樹脂パレ	・取引をしている業者名が記載されている部品箱

	77	ヘルメット(バンブキャップ)	・サンバレー購入のヘルメット
	78	工具類	・使用できなくなった工具
他	79	動物の死骸	・工場内で見つけた動物の死骸

Ⅱ. 置き場マップ





リ・有価物分別表

例	注意点
ティッシュ、お菓子の包み紙、タバコの箱、マスク 弁当などの食品系空容器	・業務で発生したものは入れない ・生ゴミは水気を切る
—	・火事にならないように水をかける等の処置をし、消火を確認してから捨てる
A6以下の紙、離ケイ紙、のり付紙、ふせん紙、 カーボン紙(裏が黒いもの)、ラミネート処理した紙	・紙類の有価物として捨てられるか確認してから捨てる ・ホチキスは外す
包装フィルム、プラ製バンド、発泡スチロール、 スポンジ、トレイ、スポンジ、CD	・塩ビ(PVC)、フェノール樹脂(PF)、ポリエステル樹脂(FRP)は廃プラに分別する
リフトのインパネ、プラスチック製の棚、 バッテリーフード、ダン普拉製の部品箱	—
イスや机(金属より樹脂が多いもの)	—
カートリッジ類、輪ゴム、ペン、マグネット、塩ビ、フェノール 泥や油がついた汚れのひどい紙、固形パラフィン、 樹脂、ポリエステル樹脂を含むもの	・ゴミ袋に入らないものは廃プラ(硬質)として捨てる ・金属を含むものは金属付廃プラとして捨てる ・金属を含むものは金属付廃プラとして捨てる
501大物部品塗装や503切粉処理場から出る洗浄液、 切削油(水溶性)	・フォークリフトのラジエター液(LLC)は油泥へ分別する
槽の清掃時の残液	・塗装処理場へ排出しない ・廃棄時は、送水予定量確認表をリサイクルセンターに送付する
槽の清掃時の残液	・塗装処理場へ排出しない ・廃棄時は、送水予定量確認表をリサイクルセンターに送付する
スーパーで清掃したくず、炭酸カルシウム(重曹)	・置場の専用鉄箱で振るいにかけて、金属片などの異物を取り除く ・スーパー屑は廃棄時に事前連絡しなくてよい
フォークリフトのラジエター液(LLC) グリス マスト溶接の洗浄液	・LLCは他の油と混ぜない ・グリス、マスト溶接の洗浄液は廃棄時に事前連絡しなくてよい
大物部品塗装、2ラインフレーム塗装上塗り、 ウエイト塗装上塗り1、リヤアクスル	—

電着塗装から出る沈殿物を水切りしたもの	
大物部品塗装、2ラインフレーム塗装、ウエイト塗装、完成車塗装、2ラインタッチアップ塗装、指定色塗装、マスト塗装、タッチアップから出る上水を脱水したもの	—
水性塗装ブースを清掃したときの残渣、雨水配管清掃時の残渣	—
バッテリー液	・pH2.0以下のものは腐食性廃酸(特別管理産業廃棄物)になるため、pHを測り、確認してから置場へ運ぶ ・素手で触らない
保全課のMEL-2000(機械設備用洗剤)、504電着ライン脱脂液	・pH12.5以上のものは腐食性廃アルカリ(特別管理産業廃棄物)になるため、pHを測り、確認してから置場へ運ぶ ・素手で触らない
電着塗装工程、完成車塗装工程、タッチアップ工程で使用した塗料の余り	—
マスト塗装ラインから出てくる塗料	—
エポネックスグリス	—
503アックスルシャフト、ナックル加工ラインから出てくる削りカス	—
溶接ヒューム集塵機で集められたカス	—
501大型マストレール溶接	—
—	—
梱包で使用した木枠パレット	—
グラインダーの砥石	—
—	・破片が大きいときは、こぶし大にして排出する
配管や空調ダクトに使用した断熱材	・素手で触らない
—	—
洗濯しない使用済み軍手、油を含んだウエス	・油が滴り落ちるウエスはリサイクルセンターの専用鉄箱に入れる
—	・割れたものは、袋に入れて排出する ・割れたときには、ケガに注意する
—	・電極を重ねると発火の恐れがあるため、重ならないようにして排出する (個別に袋詰めするか電極部分をテープで巻く)
—	—

ウレタンタイヤ、ゴムタイヤ	—
—	・割れたときは、ケガに注意する
—	・割れたときは、ケガに注意する
合わせガラス、ガラス製の鏡や灰皿、コップ、 インスタントコーヒーの空き瓶、色付きのガラス	・割れたときは、ケガに注意する ・ふたを外して、廃棄する
軽油、ガソリン、ワニス、スチレンモノマー、アルキレン	・ポリタンクに入れるときは、静電気による発火を 防ぐために容器を7割以上満たした状態にする
PAC(排水処理用凝集剤)	・pH2～7のものは廃酸として排出するため、 pHを測り、確認してから置場へ運ぶ ・素手で触らない ・作業時は保護メガネを着用する
マスト溶接から出る水酸化カリウム	・pH8.0～12.5のものは廃アルカリとして排出する ため、pHを測り、確認してから置場へ運ぶ ・素手で触らない ・作業時は保護メガネを着用する
体液が付着した鋭利な器具、感染性病床の治療や 検査に使用されたもの	・ふた付の容器に入れ、飛散・流出しないように する
白黒印刷のOA紙(A6以上)	・片面が白紙の場合は、裏紙として利用する ・丸めない
カラー印刷物、色紙、封筒、包装紙、 画像付きの印刷物(白黒も含む)、紙の手提袋、 カーボン紙(裏が黒くないもの)	・配付物(組合パンフレットなど)は家に持ち帰る
職場で購入した新聞	・個人で購入したものは家に持ち帰る
機密情報が記載されている書類を職場のシュレッダーで 粉碎したもの	・紙以外のものはシュレッダーしない ・機密書類を溶解処理したいときは、各自で以下のとおり 実施する ①回収業者へ連絡する ワンビシアークイブス 営業部名古屋支店 担当:池田様(電話番号:052-954-9050) ②業者から送付される回収用紙を記入、返送する ③業者に書類を回収してもらう(初回は排出部署と 回収業者の立会いの下回収する) ※毎週木曜日午後到高浜へ回収に立ち寄る
ダンボール箱、厚紙、テープの芯	・ホチキスを外して箱を折りたたむ ・切れ端や小さいもの(A6が目安)は雑誌でも可
ACモータ巻線の端材	・銅線以外は入れない
—	・5cm以上(縦*横*高さ)に固まっているものは 砕いて5cm未満にする
—	—
掃除機、電子レンジ、スポットクーラー、電話 CDコピー機	・スポットクーラーは事前に業者にフロンを抜いて もらってから廃棄する
ハーネス、配線	—
リフトのバッテリー	・バッテリー液が漏れないようにする ・バッテリー液は手で触らない

トーチノズル	—
—	—
—	・穴を開けて中身を空にする ・ノズルとキャップは取り外して分別する
—	・穴を開けて中身を空にする ・ノズルとキャップは取り外して分別する
502プレス端材	・例に表記しているもの以外は入れない
503レーザーカット端材	・例に表記しているもの以外は入れない
マストS	・例に表記しているもの以外は入れない
鋳物、溶接品	・ボルトは全て取る
—	・パレットで排出できるもののみ
—	—
—	—
鋳物、溶接品	—
—	・大物廃棄物の処分要領に従う 内規K01—006 大物廃棄物処分要領 ・10tトラックに積載できない大きさの場合は、各自で分解や切断をして積載できるようにする
—	—
—	—
—	—
—	—
—	・取引をしている業者名が記載されているものはNo76の分別基準に従って業者に返却する
作動油、エンジンオイル、ギアオイル、切削油(油性)	—
—	・ダンブラは取り除く
缶、ペットボトル、カップ	・飲み残しは流しに捨てる ・職場のゴミ箱には捨てない
—	・安全靴の種類により回収箱が異なる ・シモン、ミドリ製品以外は、リサイクルセンターへ持っていく
CA—705/OV、CA—1P1/OV、 KGC—10MC—04、3311J—55—S1—OV—02	・吸収缶の種類ごとに分けて置場へ持っていく
—	・取引をしていない業者名の部品箱や業者名が消えてい部品箱は、No70の分別基準に従って廃棄する

—	—
ドライバー、インパクトレンチ、 電動インパクト、電動インパクト用バッテリー	—
ハト、ヘビなど	・神谷建設に連絡(電話番号:0566—53—1258)

ヨンマップ



敷地

①501北



ゴ③502北



ゴ④502南

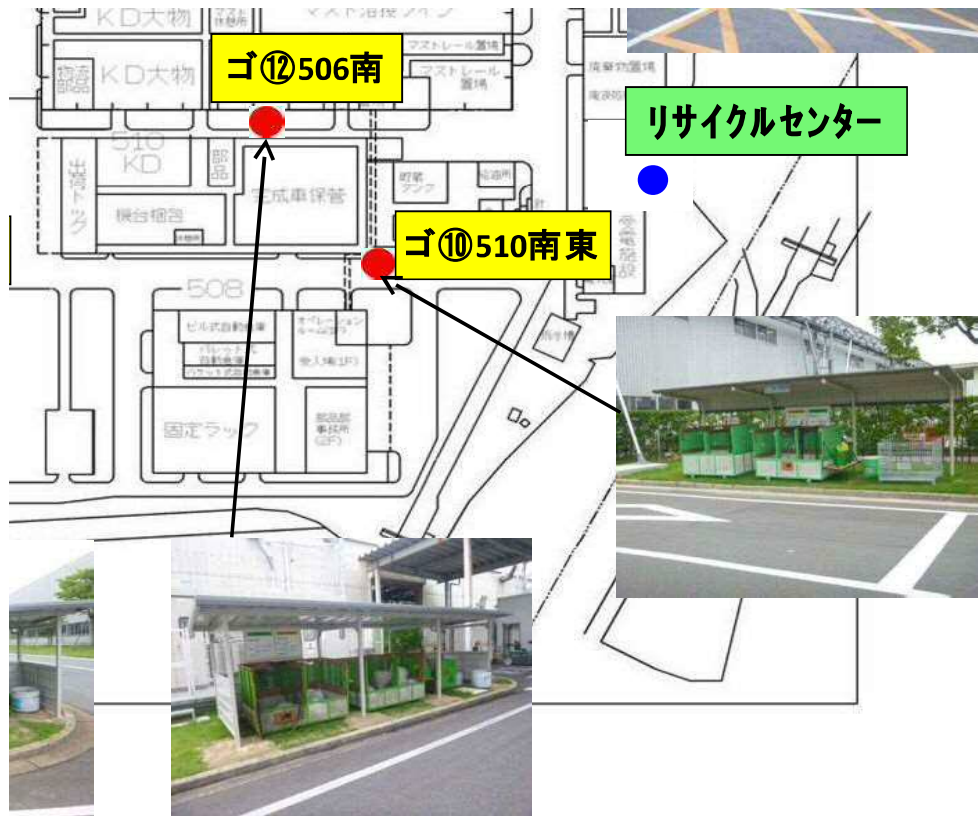
ゴ⑤502南東



テクニカルセンター南

ゴ⑬506東





2017/6/26作成

発行日: 2017.5.1
安全衛生環境室 環境G

荷姿	置場	事前連絡期日	排出部署 (カッコ内は工程)
ゴミ袋(透明)	ゴミステーション	—	全部署
ゴミ袋(透明)	ゴミステーション	—	全部署
ゴミ袋(透明)	ゴミステーション	—	全部署
ゴミ袋(透明)	ゴミステーション	—	全部署
—	リサイクルセンター	排出当日まで	製造部・生管部
—	リサイクルセンター	排出当日まで	全部署
ゴミ袋(透明)	ゴミステーション	—	全部署
ドラム缶(青)	リサイクルセンター	—	製造部
—	各自で業者へ	排出の1週間前まで	製造部(被膜化成工程)
—	各自で業者へ	排出の1週間前まで	製造部(電着塗装工程)
—	リサイクルセンター	排出当日まで	製造部
ドラム缶 ポリタンク	リサイクルセンター	排出当日まで	安総部・製造部・技術部実験室
バキューム車	502カス池水切り場	排出の2週間前まで	動力4課

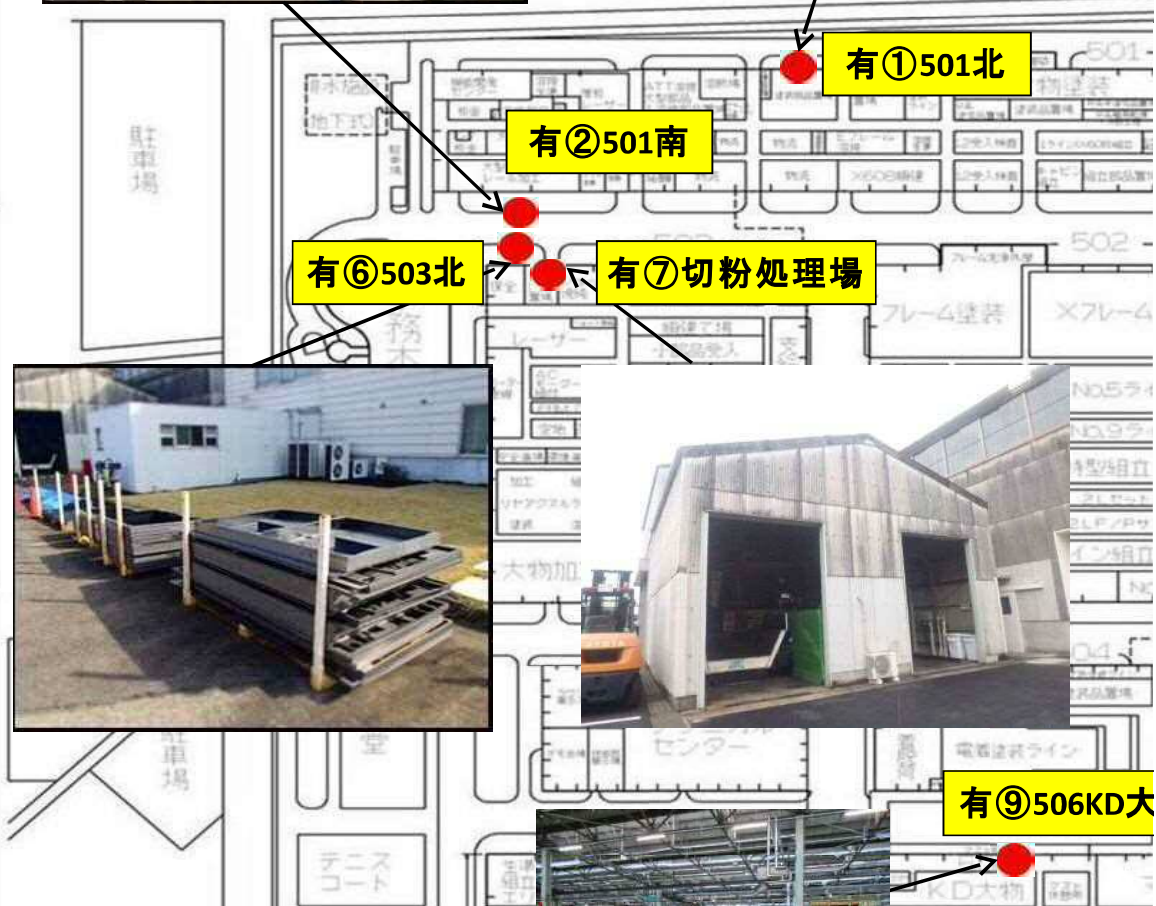
パッカード車	総合排水処理場 501塗装処理場	—	動力4課
バキューム車	各自で業者へ	排出の1週間前まで	製造部・動力4課
ポリタンク	リサイクルセンター	排出の1週間前まで	製造部・技術部実験室
ポリタンク	リサイクルセンター	排出の1週間前まで	製造部(保全課、電着ライン)
ドラム缶	リサイクルセンター (危険物置場)	—	製造部(電着塗装、完成車塗装、TP)
パレット	リサイクルセンター	—	製造部(マスト塗装)
ドラム缶 ペール缶	廃油置場 リサイクルセンター	—	製造部
鉄箱	503北研磨粉置場	—	製造部(503アックスルシャフト、ナックル加工)
厚めのビニール袋	リサイクルセンター	—	製造部
フレコンバック	リサイクルセンター	—	製造部
フレコンバック	リサイクルセンター	—	製造部
—	リサイクルセンター	—	生管部、部物部、製造部、その他
—	リサイクルセンター	—	製造部
—	リサイクルセンター	—	全部署
ビニール袋	リサイクルセンター	排出当日まで	生技部
—	リサイクルセンター	—	製造部
ゴミ袋(透明)	リサイクルセンター	—	製造部
—	ゴミステーション	—	全部署
—	リサイクルセンター	—	全部署
—	リサイクルセンター	—	全部署

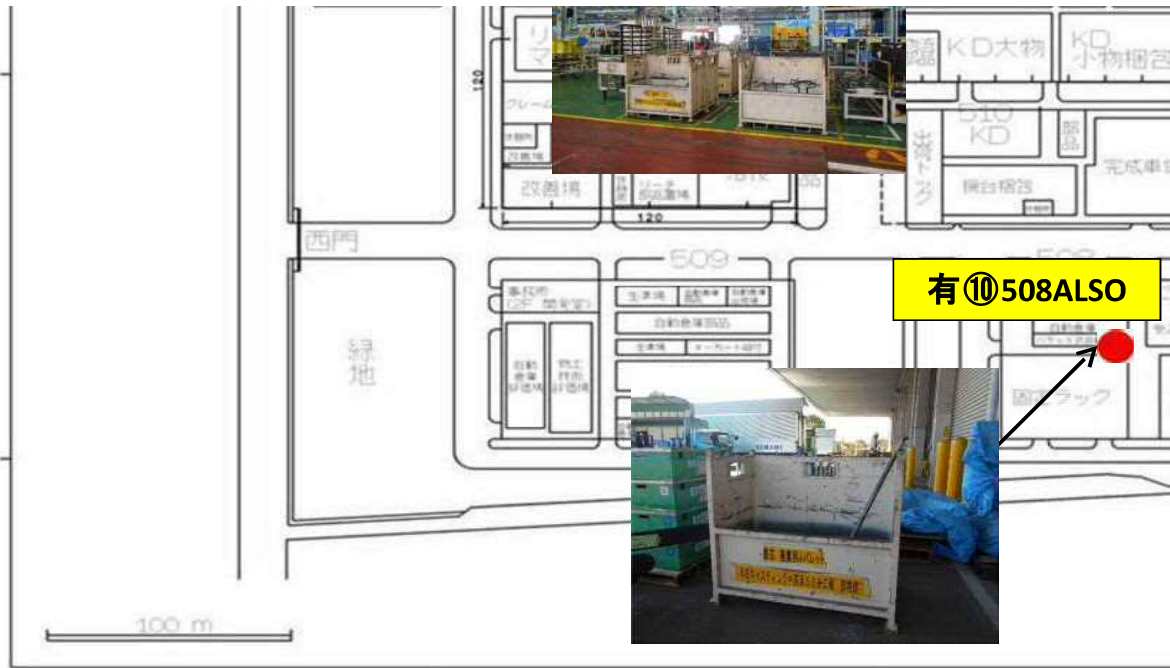
—	リサイクルセンター	—	製造部、技術部
—	リサイクルセンター	—	製造部
—	リサイクルセンター	—	全部署
—	リサイクルセンター	—	全部署
ポリタンク	リサイクルセンター	排出の1週間前まで	品保部(検査課)、製造部
パキューム車	排水処理場	排出の1週間前まで	動力4課
ポリタンク	リサイクルセンター	排出の1週間前まで	製造部
ふた付容器	診療所 (本社の回収待ち)	排出の1週間前まで	医局(安総)
ゴミ袋(透明)	ゴミステーション	—	全部署
—	ゴミステーション	—	全部署
—	ゴミステーション	—	全部署
ゴミ袋(透明)	ゴミステーション	—	全部署
—	ゴミステーション	—	全部署
—	501南有価物置場	—	製造部(503ACモータ組立)
フレコンバック	リサイクルセンター	—	製造部
—	リサイクルセンター	—	製造部、品保部
—	リサイクルセンター	—	全部署
—	リサイクルセンター	—	全部署
—	リサイクルセンター	—	生管部、製造部

—	501北有価物置場 保全工具室	—	全部署
—	リサイクルセンター	—	製造部
ゴミ袋(透明)	リサイクルセンター	—	製造部
ゴミ袋(透明)	リサイクルセンター	—	製造部
—	502北東プレス道路脇	—	製造部(502プレス)
—	501南有価物置場	—	製造部(503レーザー)
—	技2号館南有価物置場	—	製造部(506・507マスト溶接)
—	501南有価物置場 技2号館南有価物置場	—	製造部、品保部
パレット	技2号館南有価物置場	—	製造部
専用箱	506KD大物 508ALSO	—	製造部、ALSO
—	技2号館南有価物置場	—	製造部
—	501北・501南有価物置場 技2号館南有価物置場	—	製造部
—	各自で仮置き	—	製造部、品保部、生技部
—	切粉処理場	—	製造部
—	切粉処理場	—	製造部
—	501南有価物置場	—	製造部
—	501南有価物置場	—	製造部
—	リサイクルセンター	—	製造部、部物部、生管部
ドラム缶(赤)	廃油置場	—	製造部
—	506東	—	製造部(物流課)
—	各自販機コーナーの 専用回収箱	—	全部署
—	男子更衣室入口の 専用回収箱	—	全部署
ゴミ袋(透明)	リサイクルセンター	—	製造部
—	置場一覧(製造部管理)	—	製造部、部物部、生管部

—	サンバレー	—	全部署
—	保全課工具室	—	製造部
—	—	—	全部署

有価物置き場マップ





プ





産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【平成29年度 計画】

(t)

[illegible]

【平成28年度 実績】

(t)

[illegible]